

(平成22年8月25日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認佐賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間においてA事業所（現在は、B事業所）に準職員として勤務し、C共済組合（現在は、D共済組合）の組合員であったことが認められることから、申立人のC共済組合員としての資格取得日に係る記録を昭和49年4月1日に訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、18万1,724円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月1日から同年10月1日まで

昭和49年3月に高校を卒業し、同年4月1日に準職員としてA事業所E支所に配属され、業務に就いた。同期で同じ準職員だった同僚は、入社と同時に共済組合員の加入記録がある。職員になる同年10月以前の準職員であった6か月間について、共済組合員としての記録が無いのは納得がいかない。

C共済組合の記録は平成9年に厚生年金保険に移管されたと聞いたので当該共済組合期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B事業所に保管されている申立人の履歴書により、申立人が申立期間において準職員であったことが確認できる。

また、C共済組合運営規則において、準職員は昭和40年11月16日からC共済組合員とするとされており、D共済組合は、「申立人が準職員となった時点でC共済組合員であり、保険料も控除されていたはずである。」と回答していること、及び申立人と一緒に新人研修を受けたとする同僚二人が、入社当時から同組合員であったことから判断すると、申立人は申立期間に同組合の組合員であったことが認められる。

さらに、C共済組合員であった期間は、平成9年4月1日から厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成8年法律第82号)附則第5条の規定により、厚生年金保険の被保険者であった期間とみなされることから、申立人のC共済

組合員としての資格取得日に係る記録を昭和 49 年 4 月 1 日に訂正することが必要である。

なお、共済組合制度では、昭和 61 年 3 月以前の標準報酬月額は、国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 105 号）附則第 9 条の規定によって計算されることとされており、申立人は、同法の適用対象となる期間として、申立期間以外に昭和 49 年 10 月から 61 年 3 月までの共済組合員期間（標準報酬月額 18 万 1,724 円）を有している。このことから、申立期間及び 61 年 3 月以前の共済組合員期間並びに前述の共済組合員期間に係る標準報酬月額を基に、同条に規定される標準報酬月額を再計算すると、上記の標準報酬月額と同額であることから、申立期間の標準報酬月額については 18 万 1,724 円とすることが妥当である。

佐賀厚生年金 事案 1001

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 9 月 10 日から 61 年 10 月 30 日まで
② 昭和 61 年 11 月 29 日から 62 年 6 月 1 日まで
③ 昭和 62 年 6 月 27 日から同年 12 月 26 日まで
④ 昭和 63 年 2 月 11 日から同年 8 月 21 日まで
⑤ 昭和 63 年 9 月 26 日から同年 11 月 11 日まで
⑥ 平成元年 5 月 23 日から同年 11 月 21 日まで
⑦ 平成 2 年 1 月 11 日から同年 7 月 11 日まで
⑧ 平成 2 年 8 月 24 日から 3 年 2 月 26 日まで
⑨ 平成 3 年 4 月 6 日から同年 9 月 30 日まで

昭和 60 年から平成 3 年まで A 社（現在は、B 社）に期間雇用員として 9 期間勤務した。

私が所持している給与明細書に記載された総支給額からみて、厚生年金保険の標準報酬月額があまりにも低い額で納得がいかない。実態にあった標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、標準報酬月額の随時改定が行われた申立期間④の昭和 63 年 7 月及び定時決定が行われた申立期間⑥の平成元年 10 月を除き、いずれも 22 万円であることが確認できる。

また、申立人が所持する給与明細書に記載された総支給額から算出される標準報酬月額は、一部の月を除き、申立人が主張するとおりオンライン記録の標準報酬月額 22 万円よりも高い額であるものの、申立人が所持する給与明

細書に記載された厚生年金保険料控除額から算出された標準報酬月額は、すべて、オンライン記録の標準報酬月額と一致している上、B社が保管する申立期間⑦から⑨までのA社の賃金台帳に記載された申立人の総支給額及び厚生年金保険料控除額は、申立人が所持する給与明細書に記載されている総支給額及び厚生年金保険料控除額と一致していることが確認できる。

一方、申立期間のうち、昭和60年12月から61年2月までの期間、同年4月、63年2月、同年5月から同年7月までの期間、申立期間③、⑤及び⑥について、申立人は給与明細書を所持しておらず、また、B社も当該期間に係るA社の賃金台帳を保管していない。

このうち、昭和60年12月から61年2月までの期間、同年4月、63年2月、同年5月から同年7月までの期間及び申立期間③については、当該期間の直前の月又は直後の月の給与明細書があり、同給与明細書で確認できる保険料控除額から算出される標準報酬月額がオンライン記録の標準報酬月額と一致していることからみて、当該期間においても事業主はオンライン記録の標準報酬月額から算出される保険料を申立人の給与から控除していたと考えるのが自然である。また、申立期間⑤及び⑥については、当該期間の直前の月及び直後の月の給与明細書が無い場合保険料控除額は明らかでないが、上述の状況を踏まえると、当該期間においても事業主はオンライン記録の標準報酬月額から算出される保険料を申立人の給与から控除していたと考えるのが自然である。

このほか、昭和60年12月から61年2月までの期間、同年4月、63年2月、同年5月から同年7月までの期間、申立期間③、⑤及び⑥において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間において、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

佐賀厚生年金 事案 1002

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで
平成 2 年 6 月 1 日から 3 年 3 月末まで、A 事業所（現在は、B 事業所）に、C 職種として勤務した。一緒に勤務した同僚 3 人を記憶している。3 月末日まで勤務したと思うので、厚生年金保険の資格喪失日は 4 月 1 日ではないかと思う。

当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

B 事業所が保管している申立人に係る人事異動通知書の控えによると、申立人は C 職種として A 事業所に平成 2 年 6 月 1 日付けで採用され、3 年 3 月 30 日付けで退職したことが確認でき、申立人に係るオンライン記録の厚生年金保険の資格喪失日（退職日の翌日）と一致している。

また、B 事業所は、申立人の人事異動通知書の控えから、申立人が、平成 3 年 3 月 30 日に退職したことが確認でき、厚生年金保険の資格喪失日は同年 3 月 31 日であり（保険料は翌月控除）、同年 3 月の厚生年金保険料の控除はなかったと思われると回答している。

さらに、オンライン記録によると申立人が記憶している同期の同僚 3 人についても、A 事業所における厚生年金保険の加入記録は、申立人と同様に資格取得日平成 2 年 6 月 1 日、資格喪失日 3 年 3 月 31 日と記録されている。

加えて、B 事業所は、申立期間当時の賃金台帳を保管しておらず、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できない。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。